特許を生かす

- 知的財産の最近の話題から -

財団法人 知的財産研究所 研究第二部長 淺見 節子

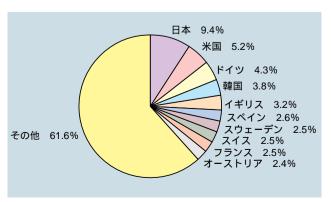


最近、マスコミ等で「知的財産」が時代のキーワードの一つとして取り上げられることが多い。既に御存知の方も多いと思うが、「知的財産」の代表的なものは、著作権と工業所有権である。著作権は文部省文化庁が所管し、従来は文学作品や絵画、音楽などのいわゆる「文化」に属する物が著作権の保護の対象となっていた。これは著作権法第1条の目的「文化の発展に寄与する」を見ても明らかである。しかしながら、時代の要請に応え、近年ではプログラムやデータベースも著作権の保護対象となり、産業界においても著作権法の重要性に対する認識が高まっている。

知的財産のもう一つの柱である工業所有権は、四つのものに代表される。すなわち、通商産業省特許庁が所管する、特許、実用新案、意匠、商標である。これら工業所有権の四法の目的は「産業の発展に寄与する」ことである。実用新案、意匠、商標の説明はここでは省略させていただき、本稿においては「特許」を中心に話を進めていきたい。

我が国の特許の現状

我が国は特許大国と言われる。特許の年間出願件数は約40万件であり、米国の2倍近く、世界の出願数の10分の1を占める(第1図)。しかもその90%近くが国内の出願人からのものであり、また企業からの出願が95%を超えるという出願構造となっている。これらの数字を見る限り、我が国の企業が特許出願に対して非常に高い意識を持っていると言うことができよう。

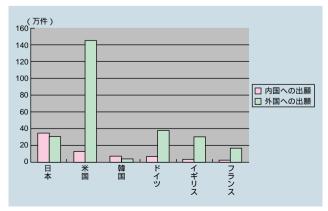


第1図 世界の特許・実用新案出願シェア (特許庁ホームページより引用)

ものづくりの大切さを認識し、技術開発に対する絶え間ない努力が現在の我が国の産業を築いてきたことを この数字が裏付けているように思われる。

その一方で、外国に出願される特許の件数は最も多い米国に対しても4万件強であり、全世界で述べ約31万件である。したがって、内国出願(日本人が日本に出願する件数、約35万件)よりも小さい数字である。これに対し、米国の場合、内国出願(米国人が米国に出願する数)の約11倍の件数が海外に出願されている。ドイツ、フランス、イギリスなど欧州の主要国でも6~10倍と海外への出願のほうが圧倒的に多い。我が国企業の海外への出願は最近増えつつあるとはいうものの、欧米諸国と比較すると明らかなように、やはり国内重視であるという事実は否めない(第2図)。

次に、我が国において権利として現存する特許の数は約100万件である。ところが企業アンケートによると、このうちの3分の1は使用されていない特許権だということである。また特許出願の目的としてようにということである。他社に権利を取られないように出願しておく、あるいは技術者の開発への一回を関を関係しているとが懸念される。勿論、特許を取得する目的は、他社に真似をされないためで取得する目的は、他社に真似をされないたあるが、他社が真似をしたい、と思われるような特を取得する意義があるものと考える。そうであれば、他社とライセンス



第2図 特許の内国出願件数及び外国出願件数 (特許庁ホームページより引用)

をすることにより、特許使用料を収入とすることが できるのである。

ビジネス方法特許について

昨年の後半から「ビジネスモデル特許」という言葉が マスコミを賑わすようになり、今年になって多くの解 説本が書店に並ぶようになった。金融や損保、流通な ど今までは特許と縁のなかった企業が一斉に勉強を始 め、社内に対策チームを作ったとか、これらの企業が 特許を取得したといった報道も数多くなされている。 雑誌には、こんなものでも特許になるから、アイデア を特許出願して一攫千金を狙おうといった趣旨の記事 がある一方で、ある日突然、あなたのやっているビジ ネスが権利侵害だと訴えられ、多額の損害賠償を請求 されるかもしれない、といった恐怖感を抱かせるよう な論調の記事も見受けられる。

さて、ビジネスモデル特許とは何であろうか。

特許庁のホームページ (よくある質問、ビジネス関 連発明に関する審査における取扱いについて、平成11 年12月)によると、「汎用コンピュータや既存のネッ トワーク等を利用した新しいビジネス方法に関連する 発明」を「ビジネス関連発明」と呼ぶとされている。そ して「コンピュータのハードウェア資源を用いて処理 を行うもの」は特許の対象となるのに対し、「人為的な 取決め」そのものは特許の対象にならないとされてい る。後者の「人為的な取決め」の例を特許庁が作成し ている運用指針で見てみると、例えば計算方法、作図 方法、ゲームのやり方、授業の仕方といったものが挙 げられている。これらは人間が作ったルールそのもの と括ることができよう。

それでは、ある計算方法をコンピュータで行えば特 許の対象となるのであろうか。これに対する答えは簡 単ではない。運用指針によれば「コンピュータを用い て処理する」とだけ記載したものは特許の対象ではな いが、具体的に処理の内容が書かれていれば特許の対 象となるとされている。なかなかわかりにくいが、基 本に立ち返り、特許とは何かということを考えてみる と、特許法第2条には発明の定義が書かれており、「自 然法則を利用した技術的思想の創作」であるとされて いる。つまり、特許というのは「技術」に関するもので あることが要件になっている。単にコンピュータを使 いました、というだけでは今どき「技術」とは言えな い、しかし、コンピュータをこのように使いました、 と言えば「技術」と言うことができるので特許の対象に なる、と考えればほぼ間違いない。日米欧の三極特許 庁においても、特許には「技術的側面」が必要である、

という点で合意をしている。(ただし、どこまで詳しく 書けば「技術」と言えるのか、三極において答えは必 ずしも一致していない。)

新聞報道によると、現在特許庁では運用指針の見 直しをしており、本稿が刊行される頃には運用指針 の改訂案が特許庁ホームページに掲載されていると 予想されるので、興味のある方は是非それをご覧い ただきたい。

もう一つこの分野で大事な点は「新規性」と「進歩性」 である。今までの議論は特許法でいうところの「発明」 かどうか、についてのものである。たとえ「発明」で あるとされたとしても、それだけで特許になるわけで はない。その発明が新しいか(新規性)、その分野の人 が従来のものから容易に思いつくものでないか(進歩 性)といった要件をすべて満たして初めて特許になる のである。すなわち、従来から知られていたようなビ ジネス方法が特許になることはないし、それから容易 に考えられるようなものも特許になることはない。し たがって昔からやっていたことがある日突然特許侵害 とされることはない。問題は、昔からやっていたとい うことをどうやって証明するかである。特許が出願さ れた日よりも前に知られていることについては特許を 取得することができないのであるが、特許取得を阻止 するためには証拠が必要である。(なお、出願日より も前からやっていたことが公衆に知られていなかった 場合には、そのことにより新規性を否定することはで きないが、その場合でも既にやっていた人には「先使 用権」が与えられる。)

特許庁には技術に関する文献は豊富にあるが、金融 や証券といったサービス分野の証拠は必ずしも十分で ないし、そもそもこの分野の知識は文献になっていな いものも多い。今後、適切な権利の付与を行うために は特許庁の証拠の収集が課題になろう。また「以前か らやっていた」ことを主張するために、各企業はその 証拠を残しておくことが重要である。

さらにビジネス方法特許に関連して、インターネ ットの世界性に関する問題が指摘されている。

例えば、米国のみで特許を取得していた場合を考え てみる。従来のような「物」に関する特許であれば、特 許権は各国ごとに存在するので、その物を我が国で製 造・販売していたとしても、我が国に特許権がなけれ ば特許の侵害にはならなかった。つまり、我が国で商 売をする際には、我が国の特許権を調べれば済んでい たのである。

しかし例えば、インターネットショッピングに関す る特許権が米国にのみ存在していた場合を想定してみ よう。我が国において、誰か(A さん)が同じ方法のインターネットショッピングを提供していたとする。確かに我が国には特許権が存在しない。しかし、A さんのサイトは米国においても見ることができ、利用することができる。そうなるとA さんは米国の特許権を侵害していることになろう。(逆にそのように取り扱わなければ、国外でサイトを開設することにより、簡単に特許侵害から逃れることができてしまうのである。) そうなると、A さんは全世界の特許権を調べる必要があるということになる。

さらに問題を複雑にしているのは、どこで裁判をするかということである。米国の特許の侵害を争うのであるから、Aさんは米国の裁判所に出頭する必要があるのか、それともAさんの住む日本で裁判をすることができるのであろうか。このような「国際裁判管轄」の問題は研究が始まったばかりで、まだ答えが出ていないのが現状である。

ものづくりと特許

ここまでビジネス方法特許に重点を置いて説明してきたが、ビジネス方法特許に該当するものは特許出願全体から見て1%以下であり、決して多いとは言えない。ただ、誰でもアイデアだけで簡単に特許が取れそうだということで、世間の関心を集めているのだと思われる。マスコミが煽っていると言ってもいいかもしれない。

さらに、米国に比べてこんなに遅れているといった 論調も目立つが、必ずしもそうとも言えないことは数 字が示している。米国におけるビジネス方法特許の取 得件数の上位10社のうち3社は日本企業であり、2位に 食い込んでいる。ただ、3社はすべて電機メーカーであ り、銀行や証券、損保のようなサービス業について見 れば、米国企業とは意識の差があると言える(第1表)

第1表 米国におけるビジネス方法特許取得件数 (95-99年の5年間の合計)

				`				,	
		企	業	名		件		企業名	件
	1	Pitne	y-Bo	wes	富	77	6	Citibank	22
	2	士通	į			64	7	EDS	21
	3	IBM				58	8	Microsoft	20
	4	NCR	2			30	9	Neopost	16
;	5	日立				27	9	松下電器産業	16

(米国特許商標庁作成のビジネス方法特許白書(00.3.29)より引用)

私自身は我が国の産業の基本はものづくりだと考えている。そしてそれは地道な努力の積み重ねによるものと思う。日本製品が全世界で高い評価を得ていることの裏には、技術の改良により隅々まで行き

届いたものづくりがあるからだと考えている。我が 国の特許出願件数年間40万件の中には確かに使われ ないものもあろうが、この数字に我が国の技術力の 層の厚さを見る思いがする。

ITとかビジネスのような時代のキーワードから 取り残されてはいけないが、それらに踊らされることなく、地に足の着いた技術に目を向けて、そこで ブレークスルーをしてほしいと思う次第である。そ のことが特許の取得につながり、その特許がライセ ンスされるようになり、その特許使用料を研究開発 費に投入することができれば、研究開発が大きく発 展するのではないかと期待している。

最後に

最後に(財)知的財産研究所の活動について簡単にご 紹介したい。

これまで見てきたように、知的財産制度は産業と 密接に結びついた制度である。したがって、産業を 支える技術が発展することによって、それに即した ものとなるよう知的財産の制度を見直す必要が生じ る。例えばインターネットという新しい技術により 今までになかったさまざまな問題が生じているが、 当研究所では知的財産に関する制度をどのように変 えていったらいいか、という観点から調査研究を行 い、報告書にまとめ、政策の提言を行っている。

昨年度は、ビジネス方法特許やコンピュータプログラムのネットワーク取引上の問題、ヒトゲノムの解析成果物の特許保護の問題、インターネット上の商標の保護の問題、国際裁判管轄の問題を始めとする16テーマについて調査研究を行い、報告書を作成した。その内容に御興味のある方は、当研究所のホームページをご覧いただければ幸いである。

知的財産研究所ホームページ http://www.iip.or.jp

淺見節子氏プロフィール

東京大学大学院理学系研究科修士課程終了後、

昭和57年に特許庁入庁

電気材料、電池、金属材料、医薬、農業などの審査・審判に従事。 その間、審査基準室にて審査ガイドラインなどの作成に関わる。 平成11年より現職。